

諮問第1号

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について、下記のとおり諮問し、協議会の意見を求める。

平成21年11月26日諮問

平成 年 月 日答申

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰一郎

記

(敬称略)

表彰名	表彰候補者		
	市町名	役職名	氏名
市町村合併功労者 総務大臣表彰	野尻町	町長	ながせ 長瀬 みちひろ 道大

市町村合併功労者総務大臣表彰要領

1 趣 旨

地方分権を一層推進するためには、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に高い自立性が求められている。また、都道府県から市町村への権限移譲を進めるとともに、住民に身近な事務について、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する上でも、また、少子高齢化やこれに伴う人口減少、経済社会生活圏の広域化等の社会経済情勢の変化に対応するためにも、市町村合併を積極的に推進し、市町村の行財政基盤の強化を図ることが必要である。

このような背景を踏まえ、市町村合併について「市町村の合併の特例に関する法律」及び「市町村の合併の特例等に関する法律」の下で、特に積極的に取り組んだもの又は取り組んでいるものについて表彰し、その功労を讃え、広く周知することにより、市町村合併の推進に資することを目的とする。

2 表彰実施者

総務大臣

3 表彰対象者

市町村合併に際し、次の各号の一に該当する個人又は団体

- (1) 合併関係市町村の住民又はその区域内の公共的団体として、市町村合併の実現に協力し、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (2) 合併関係市町村の長、議会の議員、その他の職員として、市町村合併の実現に献身的努力を払い、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (3) 都道府県の知事、議会の議員、その他の職員又は市長会、市議会議長会、町村会若しくは町村議会議長会の関係者で、市町村合併の推進に当たり、特に顕著な功労があったと認められるもの
- (4) 前各号に該当しないもので、市町村合併に抜群の功労のあったもの

4 表彰方法

表彰状及び記念品を贈呈する。

5 表彰の手続

都道府県から推薦を受けたもののうちから総務大臣が決定する。

6 事務局

この表彰に関する事務は、自治行政局合併推進課において行う。

7 その他

その他、この表彰に必要な事項は、事務局が別に定める。

市町村合併功労者総務大臣表彰選定基準等

「市町村合併功労者総務大臣表彰要領」第7項の規定により「市町村合併功労者総務大臣表彰選定基準等」を次のとおり定める。

1 選定基準

(1)及び(2)を全体的に判断した上で総合評価を行い、かつ、(3)に該当しない場合に、「市町村合併功労者総務大臣表彰要領」第3項の規定により表彰対象者(以下「表彰対象者」という。)の中から受賞者を決定する。

(1) 市町村合併の実現に特に顕著な功労があったこと

合併関係市町村の住民又はその区域内の公共的団体として、市町村合併の実現に協力し、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該合併関係市町村の合併に際して、自ら請求代表者又は同一請求代表者として合併協議会設置の住民発議を起こし、市町村合併の実現の端緒をつくったものなど

合併関係市町村の長、議会の議員、その他の職員として、市町村合併の実現に献身的努力を払い、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該市町村合併について、自らの職をかけて、その実現に取り組んだものなど
(例)長・議員であった者が、長・議員でなくなった場合、
合併協議会又はその事務局で要職にあった者など

都道府県の知事、議会の議員、その他の職員又は市長会、市議会議長会、町村会若しくは町村議会議長会の関係者で、市町村合併の推進に当たり、特に顕著な功労があったと認められるもの

- ・ 当該都道府県内の市町村合併の取組を一層活発化させるような取組のあったものなど
(例)合併協議会事務局に派遣された県職員、協議会設置に尽力した市町村課長など

前各号に該当しないもので、市町村合併に抜群の功労のあったもの

- ・ 全国的な市町村合併の取組を一層活発化させるような取組のあったものなど

(2) 他の地域の市町村合併への先導的役割を果たすもの

市町村の合併の特例等に関する法律の下での、市町村の合併の更なる推進に資するようなものであること

(3) 表彰対象者の欠格事項について

表彰対象者の欠格事項は、次のとおりとする。

犯罪歴のある者

ア 本人又はその関係する法人等が、犯罪容疑により警察官又は検察官の取調べを受けた場合。ただし、当該容疑について不送致又は不起訴の決定があった場合は、この限りではない。

イ 本人又はその関係する法人等が、刑事事件により起訴されている場合(判決が確定するまでに間を含む。)

ウ 犯罪歴等を有する者で、表彰をするのに不適当な場合

独占禁止法に違反した者

関係する法人又は団体が、独占禁止法若しくは不当景品類及び不当表示防止法に違

反した場合又は当該違反容疑により公正取引委員会の調査を受けた場合で、表彰するのに不適当な場合

破産又は倒産した者

表彰対象者自身が破産し、又は表彰対象者の経営する法人等が倒産した場合で、表彰するのに不適当な場合

2 推薦文書等

都道府県が表彰対象者推薦する際は、次に掲げる書類による。

- (1) 推薦調書（様式 1）
- (2) 功労調書（様式 2 又は様式 4）
- (3) 宣誓書（様式 3）
- (4) 表彰対象者が故人の場合は、(3)宣誓書に代わり市町村長の証明を付した刑罰等調書
- (5) 表彰対象者が団体の場合は、(3)宣誓書に代わり団体規約

3 表彰状等

表彰状等の様式は、別紙のとおりとする。

確認事項

【協議会】

- 1 . 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年1月28日（木） 午後1時30分～
場 所：小林市中央公民館大ホール

- 2 . 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年2月25日（木） 午後1時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センターホール

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿

小 林 市		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	野尻町長	ながせ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	ふかくさ てつろう 深草 哲郎	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	おおaura たけみつ 大浦 竹光	野尻町議会副議長	くすもと ちえこ 楠元 千恵子
小林市議会議員	くらもと しげひろ 蔵本 茂弘	野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会議員	みぞぐち せいじ 溝口 誠二	野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会議員	こばた としはる 小畠 利春	野尻町議会議員	あなみ よしひろ 穴見 嘉宏
小林市議会議員	おの のぶお 小野 信雄	学識経験者	みこし なすお 見越 南州男
学識経験者	いとう まさかず 伊藤 正一	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元 フタミ
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	たねだ よいち 種子田 與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんべい 坂本 新平		
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成		
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明		
学識経験者	たかいわ つづこ 高岩 都津子		
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美		
学識経験者	さかした みちよ 坂下 実千代		

(顧問)

役職	氏名	役職	氏名
宮崎県市町村 課市町村合併 支援室長	しげる ゆうじ 茂 雄二	宮崎県農政水 産部西諸県農 林振興局長	くしま ひでとし 串間 秀敏

(監査委員)

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	うえむらみつよし 植村 光義	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

(幹事) 幹事長・副幹事長

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお 末元三夫	副町長	よしだてつゆき 吉田哲幸
総務部会長 総務課長	うえたに かずのり 上谷 和徳	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
企画財政部会長 財政課長	みなみさきしゅんいちろう 南崎 淳一郎	産業建設部会長 経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
厚生部会長 福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦	文教部会長 教育課長	おおや こういち 大谷 幸一
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	事務局次長	たにがわ こうじ 谷川 浩二

(事務局)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしょ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグル ープリーダー	のぐち たけし 野口 健史	野尻町	システムグル ープ員	にしその たかのぶ 西園 孝信	小林市
調整グループ 員	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ 員	たじま さとし 田島 聡	野尻町
計画グループ 員	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市	総務グループ 員	しのはら しゅうじ 篠原 修治	小林市